

令和 2 年度 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ問題への対応は、本校の目指す生徒像「逞（たくま）しく豊かな人間性と志を持ち自己実現できる生徒」を達成するためにも、学校における最重要課題の一つであることを認識し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校全体が一丸となって組織的に対応することが必要である。そして、学校はいじめの防止プログラムの策定等、具体的な指導内容のプログラム化を図るとともに、関係機関等の力も積極的に取り込み、いじめ問題の克服、いじめの防止等に総合的、効果的、継続的に取り組む必要がある。さらに、学校、保護者、地域住民等はいじめの解消や関係改善の過程を、ベクトルを同じくして見守り支える必要もある。

第 1 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する極めて重要な基本的人権に関わる問題である。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動や地域行事等に取り組み、将来に希望を持って自己実現に努力できるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解し行動できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県教育委員会、学校、PTA、地域住民、家庭、警察その他の関係機関との連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

第 2 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第 2 条において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係(*1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(*2)を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。いじめには多様な態様があることを鑑み、本人がいじめを否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、いじめられた生徒の主観を確認する際には、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することも必要である。

なお、いじめの認知には特定の教職員のみによるものではなく、「いじめ防止対策委員会」（後設）を活用し、対応するものとする。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

※冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

※仲間はずれ、集団による無視

※軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られる

※ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られる

※金品をたかられる

※金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる

※嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられる

※パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷の書き込みや嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われると認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応をとることが必要である。

もし、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、これらの場合でも、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要である。

(*1)「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒とのなんらかの人間関係を指す。

(*2)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除き、外見的にはけんかのように見えるが、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

第3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。これは、何度も繰り返されたり、多くの者から集中して行われたりすることで「暴力によるいじめ」と同様に生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。加えて、いじめの加害者、被害者という二者関係だけでなく、学級や部活動等、所属集団の構造上の問題（無秩序や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

そして、被害を訴えてきた生徒やいじめを知らせてくれた生徒をしっかり守り通す姿勢が必要である。いじめの解消に向けた過程のなかで、生徒がいじめの加害・被害になることを恐れて、人と触れ合うことにより萎縮したり、躊躇したりするようなことがあってはならない。

第4 いじめの防止等のための委員会

1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ問題に総括的に対応する機関として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごと等にまとめ、記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

2) いじめ防止対策委員会の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。（別紙1）

※年間指導計画

いじめ問題に対する定期的アンケートの実施、生徒・保護者等への周知徹底方法、人権教育講演等の計画・実施、校内研修等の計画・実施を年間行事予定に組み込み、常に実態把握と啓発活動、研修に取り組むこととする。

- いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正。（別紙2）
- いじめに関する校内研修の企画・検討。

※校内研修

定期的に校内研修を実施（少なくとも年1回以上）し、教職員のいじめ問題に対する知識と対応を再確認し、日常のサインを見逃さない訓練と危機察知能力を高める。

- いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 事後指導の検討。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。
- その他（関係機関等との連携等）。

3) いじめ防止対策委員会の構成

委員長：校長

副委員長：教頭

委員：主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、道徳教育推進教師、保健主事、特別支援教育学校コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

（個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する）

その他：事案に応じて、県教育委員会スーパーバイザー、心の教育センター、高知市少年補

導センター、所轄警察署生活安全課少年係、地方法務局、地域保護司、PTA会長等を加える場合がある。

4) その他

いじめ問題については、被害者保護を最優先に、プライバシーの保護や保護者の意向にも十分配慮し、風評や思いこみに惑わされず、主体的・客観的に対応する必要がある。

第5 いじめ防止のための取組

1) 学校づくり・授業づくり

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員でわかる授業づくりに取り組む体制をつくっていく。
- 日々の授業の中で、当たり前前に発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

2) 集団づくり・生徒理解

- すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていく。
- 障害（発達障害を含む）のある生徒についての理解を深める。
- 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- ホームルーム活動の時間などを活用し、ホームルーム単位の指導を、生徒のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。
- 生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどの活動に取り組む。
- いじめを止めさせるための行動をとることの重要性について理解を図る取組を実施する。
- 特に配慮がいる生徒（発達障害を含む障害のある生徒、外国人生徒、性同一性障害や性的指向・性自認等）に対して、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援の実施と必要な指導を組織的に行う。

3) 生徒指導

- チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として揃えていくべき事柄を確認する。
- いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。
- 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけをすること。
- 不登校の背景にいじめに関する要因が存在する可能性があることも十分に配慮する。
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組等を推進し、情報モラル教育の充実を図る。
- 生徒が自らいじめ問題について考え、議論する場を推進する。

- いじめやインターネット問題の解決に向けた取組による県内各校の生徒会活動を促進する。
- インターネットの適正利用に関するルールづくりを含む、ネット問題の解決に向けた生徒の主体的活動を支援する。

4) 教職員の資質能力の向上

- 授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- 生徒が自ら発信するＳＯＳや、いじめ情報の報告の重要性に対する教職員の理解が必要である。
- すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。
- 年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解する研修を実施する。
- いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上、組織的な対応を図るための、ＳＣ・ＳＳＷを活用した校内研修を促進する。
- いじめ相談に対する教職員等の迅速な対応を徹底する。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である（教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施）。
- チーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図る。
- 生徒の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば５Ｗ１Ｈ（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、教職員がいつでも共有できるようにしておく（個人情報の管理に注意することも盛り込む）。
- 得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く。
- クラスの様子をホームルーム日誌の記述からもうかがう。
- 個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日記等も活用する。
- 保健室の様子を聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 普段から生徒の生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談を行う。
- 生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのな

いよう気をつける。

- やつとの思いで相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くと対応してもらえなかったりする等がないようにする。
- 校舎内に相談箱を設置したり、相談電話等を活用したりする。
- 生徒や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。
- いじめに関する特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を研究する。
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組等を推進し、情報モラル教育の充実を図る。
- 教育相談の機能を活用する。生徒のプライバシー保護に十分配慮しながら、教職員間での情報共有や対応アドバイスにつとめる。生徒から活用される積極的な周知を行う。
- 生徒サポート委員会の機能を活用する。いじめ問題について、その予兆を察知し情報を共有し、必要に応じて「いじめ問題対策委員会」に報告する。
- その他
重大事態や関係機関に報告する必要がある事案については、警察、補導センター、心の教育センター、県教育委員会等と相談し、早期対応を図らなければならない。

2) いじめの対応

- 入学時、各学年の開始時には、生徒、保護者、関係機関に対する説明を行う。
- 教職員は、他の業務に優先して、速やかに報告し、組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- いじめ、もしくはその疑いのあるものは必ず報告する。報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第二十九条から三十二条の規定に反する。
- 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、組織的にいじめを止めさせる。
- いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- インターネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 学校における情報モラル教育を進める。

- いじめの解消後も注意深い観察が必要である。
- 心的外傷ストレス（P T S D）等のいじめの後遺症のケアを行う。

第7 P T Aや地域の関係団体等との連携について

1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- 悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報やチラシ等を配付し、周知する。
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組等を推進し、情報モラル教育の充実を図る。
- いじめ防止対策推進法の趣旨及びその法に基づく対応等に関する研修の機会を設ける。
- インターネットの適正利用に関するP T Aや家庭でのルールづくりを推進する。

2) 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。
- 学校評価アンケートにいじめ防止に関する項目を位置づける。

3) 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

- 学校指導体制の整備を推進し、教職員の業務分担の軽減を図る。

第8 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、県教育委員会に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」の組織を基礎に、当該関係者を除き、関係機関等の協力を得ながら、当該事態の対策委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。調査の在り方については「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に則って、適切に対処しなければならない。その調査結果については、当該調査にかかるいじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

重大事態とは、

- 一 いじめによる生徒の生命、心身及び財産に重大な被害(*3)が生じる疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより生徒が相当の期間(*4)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったと申し出があった場合には、重大事態が発生したものとして報告、調査を行わなければならない。

(*3)生徒の生命、心身及び財産に重大な被害とは、

- ※生徒が自殺を企図した場合
 - ※身体に重大な障害をおった場合
 - ※金品等に重大な被害を被った場合
 - ※精神性の疾患を発症した場合
- などである。

(*4)相当の期間とは、

不登校の定義を踏まえ、30日を目安とする。しかし、数日でも連続して欠席している場合には、学校の判断により、迅速に調査に着手する必要がある。

1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、また当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態に対応する委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態に対応する委員会を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、重大事態等について、報道機関等との対応窓口は一本化し、管理職で対応することとし、説明責任を十分理解し、真摯に対応しなければならない。

第9 その他

本指針に記載されていない事象や問題等については、国または高知県のいじめ防止基本方針に従って、適切に対応するものとする。